

株式会社設立 マニュアル・ チェックシート

株式会社と合同会社の違い

➤ 合同会社は設立費用が安い

弊所で設立をお手伝いした場合の費用（実費込）は下記のとおりです。

- ・株式会社：**28万円**
- ・合同会社：**13万円**

➤ 税金の負担はまったく同じ

税務上は株式会社と合同会社では全く同じ取り扱いです。

➤ 合同会社のメリットは？

株式会社と違って決算公告の義務がありません。
役員の任期もありませんので、定期的な役員変更が不要です。

➤ 有限会社は作れない？

新規に設立できるのは、株式会社、合同会社、合名会社、合資会社の4種類のみです。

➤ 合同会社は信頼性が低いか？

合同会社は歴史が浅く知名度が低いのですが、アップル、西友、アマゾンなどは合同会社があることが有名です。
事業で会社名を名乗ることの少ない業態（美容室、飲食店など）では、合同会社をおすすめします。

1.会社名（商号）を決めましょう

◆商号はどう決めるの？

- 株式会社という文字を必ず入れます。
- アルファベット、数字、記号（「&」「'」「,」「?」「.」「・」）を使用することもできます。
- ただし、記号は会社名の先頭、末尾には使用できません。
例）&アコード株式会社、株式会社アコード？

◆商標登録も確認しましょう

- 商標がすでに登録されている会社名は、差し止めを求められる可能性があります。
- 商標は、特許庁の「J-PlatPat（<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>）というサイトで検索ができます。
- 商標登録を検討されるのであれば、提携の弁理士をご紹介します。

◆海外取引で使用する英文表記は必要に応じて

- 会社名すべてを英語表示にはできません。
- ただし、定款で英語表示を定めることは可能です。
例）当会社は、株式会社アコードと称する。なお、英文ではACCORDO Co.,Ltd.と称する。

■ 会社名（商号）

2.本店所在地を決めましょう

◆本店はどう決めるの？

- マンション名や部屋番号は入れても入れなくても構いません。
- 本店宛の郵便物が受け取れる場所にしてください。（転送不能の郵便物もあります）
- ○番○号、○番地○、というように正確に記載してください。

◆口座開設について

- 新規設立法人の口座開設は難しいです。
- 代表者個人の口座がある支店や、本店に近い支店などは、比較的口座が開設しやすいと思います。
- 金融機関の信頼を得やすい場所を本店にする工夫も必要です。

◆近いうち本店移転を予定している

- 管轄の法務局をまたいだ本店移転は、費用がかさみます（登録免許税6万円）。
- 会社設立後にすぐ本店移転を予定されている方はご相談ください。

■ 本店所在地

3.事業目的を決めましょう

◆目的はどう決めるの？

- 基本的に会社は定款上事業目的の範囲内でしか事業はできません。
- 会社が行う事業を、明確に箇条書きにして記載してください。
- あまりに多くの目的を記載することは、金融機関に悪印象となる可能性があります。
- 許認可が必要な事業は、業法で使用されている用語を記載してください。

4.資本金・発起人（株主）を決めましょう

◆資本金はどう決めるの？

- 設立に際して出資する資本金を決めます。
- 資本金1000万円未満の場合には、1期と2期は消費税が免税となります。
- 資本期は対外的な信用となりますので、慎重に決定してください。

◆発起人（出資者・株主）は誰？

- 発起人が会社に出資し、将来はそのまま株主になります。
- 発起人が会社のオーナーですので、会社設立時の役員などを決めます。
- 他の会社が発起人になることもできます。
(この場合、事業目的の一部が同じである必要があります)

■ 資本金・発起人

発起人：	出資額：	万円
発起人：	出資額：	万円
発起人：	出資額：	万円
発起人：	出資額：	万円
発起人：	出資額：	万円
発起人：	出資額：	万円

5. 役員を決めましょう

◆ 取締役1人でも大丈夫です

- 代表取締役1名だけでも株式会社を設立できます。
- 取締役会（取締役3名以上）を置いた場合には監査役が必要です。

□ 取締役会を設置する

■ 役員

代表取締役：

.....

取締役：

.....

取締役：

.....

取締役：

.....

取締役：

.....

取締役：

.....

監査役：

6.事業年度を決めましょう

◆事業年度はどう決めるのが有利？

- 繁忙期を避けて決めるのが一般的です。
- 消費税免税期間を多くするために、なるべく事業年度が長くなるように決めます。
(設立日の前月にするのが基本です)
- 事業年度は、後日変更も可能です。

■ 事業年度

7.役員任期を決めましょう

◆ 役員の任期はどう決めるの？

- 取締役と監査役の任期を定めます。
- 最短で取締役は2年、監査役は4年です。
- 最長で10年まで伸ばすことができます。

■ 取締役の任期

■ 監査役の任期

会社設立までの流れ

1.会社基本事項の決定



2.会社代表印の手配



3.定款・議事録等への署名・捺印



4.定款認証



5.金融機関への払い込み



6.登記申請（会社設立日）



ありがとうございます

司法書士法人アコード

〒186-0002

東京都国立市東1丁目15番地21

ドマーニ国立2階

TEL 042-501-2151

FAX 042-577-6121